

第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年11月17日(火) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 第11回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。11番 清水 喜代己委員、12番 海野 要委員、よろしく願いいたします。
まず初めに、会長専決等の報告事項第1号から第6号に入ります。
よろしく願いいたします。
- 事 務 局 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は40,104㎡で、その内訳は田が39,922㎡、畑が182㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は40,011.93㎡で、その内訳は田が31,821㎡、畑が7,781.93㎡、その他としまして、山林となりますが、409㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、番号2、一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は175㎡で、すべて畑でございます。

8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、駐車用及び資材置場用地 番号2、駐車場用地
番号3、一般個人住宅用地 番号4から番号6、駐車場用地
番号7、一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は7件、合計面積は3,255㎡で、その内訳は田が1,122㎡、畑が2,133㎡、でございます。

9ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、賃貸住宅用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は田で635㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で、面積が1,242㎡、取得年月日は、平成12年7月21日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件 面積は田で1,242㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、11ページから12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、面積 17,455㎡、渡人 _____、面積 2,610㎡、申請地 分部久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,608㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 5,055㎡、申請地 雲出本郷町恵成 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,070㎡ 外7筆、合計面積 5,055㎡。

これにつきましては、受人は、父から指導及び農機具を譲り受け、営農を継続していくための生前一括贈与になり、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 黒田、受人 _____、面積 10,893㎡、渡人 _____、面積 2,379㎡、申請地 河芸町高佐里南 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 943㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 椋本、受人 _____、面積 5,707㎡、渡人 _____、面積 1,536㎡、申請地 芸濃町椋本響野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 669㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高宮、受人 _____、面積 30,282㎡、渡人 _____、面積 3,940㎡、申請地 美里町三郷西出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 320㎡ 外1筆、合計面積 527㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 辰水、受人 _____、面積 6,727㎡、渡人 _____、面積 4,799㎡、申請地 美里町家所西代_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,611㎡ 外1筆、合計面積 4,456㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 香良洲、受人 _____、面積 8,939㎡、渡人 _____、面積 3,183.90㎡、申請地 香良洲町八反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 513㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件、合計面積は13,771㎡で、その内訳は田が10,858㎡、畑が2,913㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見をお伺いします。
番号1、地区 楡形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。11月9日の日に現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんでした。
以上です。

議長 番号2、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。贈与ですので問題ないと思われれます。
よろしくお願いいたします。

議長 番号3、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場を見てますが、別に事務局の説明のとおり何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号4、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。11月9日に現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、問題ありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 番号5、地区 高宮。

清水委員 6番も同じです。

議 長 そうですね。では、5番6番お願いします。

清水委員 11番、清水です。12日に地元推進委員と現地確認をいたしましたところ、5番も6番も何ら問題ないということでした。皆さん、よろしく願いいたします。

議 長 番号7、地区 香良洲、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。事務局と相談し、別に何の問題もないということですので、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号7について、地元委員から異議なしということでございますが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。
 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里小野田町古里_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 2,570㎡のうち1,600㎡。

これにつきましては、隣接地で建築業を営む申請者は、業務上で発生する廃材や資材を保管する既存の場所が手狭になってきたことから、利便のよい申請地を資材置場用地とするものです。

また、平成22年頃から、既にこの目的で使用してしまっている旨の始末書の提出がされておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 192㎡ 外2筆、合計面積 922㎡。

これにつきましては、申請地を共同住宅2棟分と付属する駐車場の用地とするものです。

また、津市開発事業に関する指導要綱に基づき、既に開発事業届出書が提出され、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高宮、申請者 _____、申請地 美里町五百野下之郷 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 419㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫・庭用地とするものです。

また、昭和53年頃から、既にこの目的で使用してしまっている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,941㎡で、その内訳は田が618㎡、畑が2,323㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。地元推進委員と農業委員、それから事務局の方と確認させていただきましたが、何ら問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号2、地区 棕本。

牧野委員 10番、牧野です。11月9日に地元推進委員と、農業委員、それから事務局とで現地を確認させていただきました。ここは、現在、公共下水道も近くまで来ておりますし、確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号3、地区 高宮。

清水委員 11番、清水です。11月12日に現地確認をさせていただきました。地元推進委員と同行させていただいて、現地確認したところ、別に問題ないということで、事務局の説明どおりでございます。
以上です。

議長 番号1から番号3について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号についても許可をすることに決定をいたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局説明をお願いします。

事務局

14ページから15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 櫛形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 産品小海 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 322㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、201.11㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.5%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 産品衣谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡ 外5筆、合計面積 586.82㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、370.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の63.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品木崎 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡ 外1筆、合計面積 627㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、341.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 370㎡。

これにつきましては、受人は、申請地に近接する十数か所の太陽光施設を維持管理している者で、その際必要となる資機材一式を保管する場所を渡人から譲り受け、防犯対策を施した上、利便性のよい申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、385.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の38.2%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等の配置位置から

して、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 雲出、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1, 254 m² 外1筆、合計面積 6, 863 m²。

これにつきましては、譲受人は取得する申請地を、太陽光発電施設設置とともに、今後、自社施工にて設置する太陽光発電施設21施設及び既存施設2施設を含めた計23施設を維持管理するため、必要となる資材及びメンテナンス車両の置場用地としようとするものです。

パネル設置面積は、656 m²、太陽光発電事業用の面積1, 650 m²に対するパネルの設置率は、39.8%となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町川端_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 750 m² 外1筆、合計面積 1, 493 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、664.20 m²、パネルの設置率は、転用面積の44.5%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里野田町毛抜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2, 294 m²。

これにつきましては、受人は、現在、三重県を拠点に_____の事業をしておりますが、既存敷地が手狭になってきており、苦慮していたことから申請地を取得し、輸送用のラック置場、駐車場及び車両を転回させる場所の用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 892 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、345.60 m²、パネルの設置率は、不整形地でもあることから、転用面積の38.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂白檜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、236.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 草生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生日焼 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 461㎡ 外1筆、合計面積 1,046㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、313.56㎡、パネルの設置率は、設置対象面積の38.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町戸島平塚 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 536㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は16,509.82㎡、このうち田が4,592.82㎡、畑が11,917㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1から4、地区 楡形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。楡形地区の1番から4番まで。1番から3番までは11月9日の日に、私と地元推進委員、それから事務局、3人で現地確認をさせていただきました。4番の楡形も11月9日の日に、地元推進委員と事務局、3人で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんでした。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ちょっとよろしいですか。産品地区にたくさん、この面積を見ますと、多分小規模と推測される太陽光が、今後もまだまだたくさん予定があるということを知っています。1,000㎡に満たないところばかりですので、少し気になってきました。

事務局にお願いしたいんですが、一度、小規模であっても、私や会長も含め確認をしたいなというふうに思いますので、来月でもお願いできませんか。

事務局 わかりました。

議 長	ひとつよろしくお願ひします。勝手ながら、よろしくお願ひいたします。では、次にいきます。番号5、地区 高茶屋、お願ひします。
村澤委員	5番、村澤です。11月9日、会長、部会長、事務局、それと地元推進委員とで現地確認しました。別に何の問題もないということでしたので、よろしくお願ひします。 6番は、地元推進委員、それから7番も地元推進委員と一緒に現地確認しました。別に何ら問題ないということでしたので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。 番号8、地区 大里、お願ひします。
草深委員	19番、草深です。9日の日に、部会長と会長、それと事務局、それから農業委員の方、地元推進委員と、それから受入といろいろお話を聞かせてもらって、何ら問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。 番号9、地区 上野。
喜多委員	8番、喜多です。これ、地元推進委員と現場見てますが、別に何ら問題ないということで、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。 10番、高宮、お願ひします。
清水委員	11番、清水です。11月12日、地元推進委員と現地確認してまいりました。ここも何ら問題がないということで、既設の太陽光発電の一面の畑がまだ残っておったという関係で、独立されるのではないかと、このように思っています。別に問題ございません。
議 長	ありがとうございます。 番号11、地区 草生、お願ひします。
内藤委員	13番、内藤です。11月9日、事務局と、それから地元推進委員、それから施工業者の方に来ていただき、現地確認を行いました。いろいろ、草刈り等の問題等を指摘して、お話をさせていただきましたので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	次、番号12、地区 明合、お願ひします。
海野委員	12番、海野です。11月9日、地元推進委員と現地確認を行いました。何ら問題なしと判断をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。 番号1から番号12について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>よろしいですか。それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 安西、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町北神山上前街_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198㎡。</p> <p>これにつきましては、運送業を営む借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地をトラック5台分の駐車場用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 安西、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町北神山上前興_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 354㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を倉庫及び事務所用地とするものですが、地権者より亡き父が、平成15年頃より農業用倉庫及び駐車場として使用していた旨の始末書が提出されております。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、面積は全て畑で552㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1と2、地区 安西、お願いします。</p>
片岡委員	<p>9番、片岡です。今月9日の日に、事務局、それから地元推進委員と委員2名で現場を確認いたしました。今、事務局の説明のとおり、問題ないと思いますので、またよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>番号1と2について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがですか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。</p>

続いて、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局説明をお願いします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町平尾前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 269㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

また、都市計画法第43条の規定に基づく開発許可申請書が既に提出されており、当部会での承認とともに同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で269㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員

19番、草深です。事務局の方と、それから地元推進委員、それから農業委員の方、皆さんで現地確認させていただきましたが、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号1について、地元委員から異議なしの発言がございました。皆さんいかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

よろしいですね。それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明、お願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別表集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明させていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で316, 856㎡、畑の使用貸借で999㎡、契約件数は87件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で68, 627㎡、契約件

数は36件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で147,032.25㎡、畑の賃貸借で4,536㎡、契約件数は28件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で55,459㎡、畑の使用貸借で1,951㎡、契約件数は17件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,938㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて593,912.25㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて7,486㎡、合計契約件数は172件、合計面積は601,398.25㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区22件、河芸地区21件、安濃地区20件、芸濃地区11件、美里地区2件で合計76件、合計面積は278,723㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で44.2%、面積で46.3%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、農用地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は、54番、56番、58番、60番、62番、64番、66番、68番、70番、72番、74番、76番、143番の13件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明は終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

整理番号21及び161についてです。

_____委員、一時退室、お願いします。

< 退 室 >

議 長

この2件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第6号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時36分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年11月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____